

協議第7号-2 合併の期日について

合併の期日について提出する。

平成16年 1月27日 提出

菊池北部四市町村合併協議会会長 松岡 一 俊

合併の期日について
合併の期日は、平成17年3月22日(火)とする。
平成15年11月25日 第1回協議会確認 合併の期日は、平成17年3月末までを目標として設定する。 3月末までの当該日の設定については、協議会における協議の 進捗状況を勘案して平成15年度中に決定することとする。

平成16年 2月26日 確認

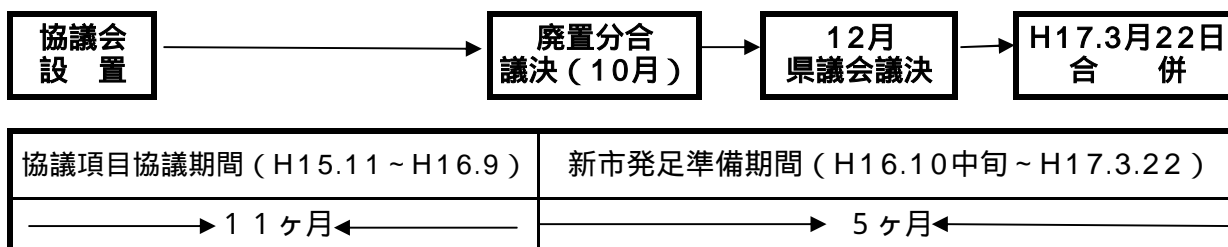
(協議第7号-2 関係資料)

## 合併期日の設定について

### 1 合併協議の期間

市町村の合併の特例に関する法律は、17年3月31日をもって失効するため、残された期間は16ヶ月であり、その期間内に「合併協議項目の協議」と「新市発足準備」を行う必要がある。合併協議項目の協議と新市の発足準備を着実に計画的に遂行していくためには「合併期日」の設定を早めに行っておく必要がある。

平成17年3月22日に合併した場合



(協議第7号 - 2 関係資料)

## 2 合併までの手続き

合併に関する手順	合併目標日
	H17.3.22
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; text-align: center;">                     菊池北部四市町村合併協議会設立                 </div> <p>協議開始(原則毎月1回開催)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協議項目の協議</li> <li>・新市建設計画の策定</li> </ul> <p>協議終了</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; text-align: center;">                     合併協定書調印式                 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-bottom: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">菊池市議決</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">七城町議決</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">旭志村議決</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">泗水町議決</div> </div> <p>(廃置分合、財産処分、議員定数・任期等の議決)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; text-align: center;">                     合併申請書                 </div> <p>合併期日、合併方式、新市の名称、新市の事務所の位置                      議会議決書・議事録、財産処分協議書、議員定数・任期                      に関する協議書、農業委員会委員任期に関する協議書、                      合併協定書・建設計画書、関係市町村の状況表等</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; text-align: center;">                     県知事へ申請                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; text-align: center;">                     県議会議決                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; text-align: center;">                     総務省へ届出                 </div> <div style="display: flex; justify-content: center; margin-bottom: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">総務省告示</div> <span>=</span> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 10px;">合併の効力発生</div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; text-align: center;">                     新市の発足                 </div> <p>市長職務執行者：条例・規則の専決、暫定予算の専決</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; text-align: center;">                     新市長選挙                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; text-align: center;">                     臨時議会                 </div> <p>助役・収入役・監査委員等選任同意                      教育委員会・選挙管理委員会・固定資産評価審査委員会                      委員選出等</p>	<p>H15.11～H16.9 (協議会11回)</p> <p>H16.10 上旬</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-bottom: 10px;">                     H16.10 中旬                 </div> <p>新市発足準備開始</p> <p>H16.10 下旬</p> <p>H16.12月議会</p> <p>H17.3.22 (準備期間5ヶ月)</p>

(協議第7号-2 関係資料)

### 3 新市発足の準備期間

#### 新市発足のために必要な項目

- (1) 新市の条例、システム等
  - 協議調整内容に即した条例・規則等の調製、整備
  - 電算システムの統合及び仮運用(試運転)
  - 旧市町村の決算準備、新市暫定予算の策定
  - 新市の事務機構・組織の整備、名称の統一
  - 新市の職名の統一及び人事配置
  
- (2) 新規の事務等
  - 一部事務組合等の脱退手続き及び加盟手続き
  
- (3) その他
  - 議会議場の改装
  - 庁舎レイアウト変更及び改装
  - 各公共施設等の案内看板等の変更作業

(協議第7号 - 2 合併の期日について 参考資料 ) **新市町発足に要した準備期間**

**【最近の新設合併の事例】**

	篠山市 (4町)	西東京市 (2市)	さぬき市 (5町)	東かがわ市 (3町)	あさぎり町 (1町4村)	宗像市 (1市1町)	大崎上島町 (3町)
法定協議会設置	H 9. 4. 1	H 11. 10. 11	H 12. 4. 1	H 12. 4. 1	H 11. 4. 1	H 12. 4. 17	H 13. 7. 1
合併協定書調印	H 10. 4. 27	H 12. 8. 10	H 13. 8. 20	H 13. 5. 30	H 13. 11. 22	H 14. 5. 30	H 14. 9. 10
廃置分合議決	H 10. 4. 28	H 12. 8. 11	H 13. 8. 23	H 13. 6. 1	H 14. 1. 15	H 14. 6. 26	H 14. 9. 30
知事への申請	H 10. 7. 6	H 12. 8. 16	H 13. 8. 29	H 13. 6. 4	H 14. 1. 18	H 14. 7. 3	H 14. 10. 30
都道府県議会議決	H 10. 9. 24	H 12. 10. 4	H 13. 10. 17	H 13. 10. 17	H 14. 3. 22	H 14. 10. 11	H 14. 12. 17
総務大臣届出	H 10. 10. 21	H 12. 10. 6	H 13. 10. 25	H 13. 10. 25	H 14. 4. 3	H 14. 10. 18	H 14. 12. 19
総務省告示	H 11. 1. 13	H 12. 11. 17	H 13. 11. 19	H 13. 11. 19	H 14. 5. 23	H 15. 1. 24	H 15. 1. 29
合併期日	H 11. 4. 1	H 13. 1. 21	H 14. 4. 1	H 15. 4. 1	H 15. 4. 1	H 15. 4. 1	H 15. 4. 1
法定協設置から合併までの月数 ( ~ )	24ヶ月	15ヶ月半	24ヶ月	36ヶ月	48ヶ月	35ヶ月半	21ヶ月
法定協設置から廃置分合までの月数( ~ )	13ヶ月	10ヶ月	17ヶ月	14ヶ月	33ヶ月半	26ヶ月半	15ヶ月
廃置分合議決から合併までの月数 ( ~ )	11ヶ月	5ヶ月半	7ヶ月	22ヶ月	14ヶ月半	9ヶ月	6ヶ月

	神流町 (1町1村)	山県市 (2町1村)	南アルプス市 (4町2村)	天草上島 (4町)	田浦・芦北 (2町)	平均値	菊池北部四市町村 (1市2町1村)
法定協議会設置	H 13. 12. 1	H 13. 8. 1	H 12. 4. 1	H 14. 4. 1	H 15. 4. 1	/	H 15. 11. 25
合併協定書調印	H 14. 9. 11	H 14. 9. 24	H 14. 10. 17	H 15. 4. 7	H 15. 9. 19		H 16. 10月上旬
廃置分合議決	H 14. 9. 12	H 14. 9. 25	H 14. 10. 24	H 15. 5. 12	H 15. 10. 8		H 16. 10月中旬
知事への申請	H 14. 10. 30	H 14. 9. 27	H 14. 10. 29	H 15. 5. 14	H 15. 10. 23		H 16. 10月下旬
都道府県議会議決	H 14. 12. 18	H 14. 12. 19	H 14. 12. 17	H 15. 7. 2	H 15. 12. 11		H 16. 12月
総務大臣届出	H 14. 12. 18	H 14. 12. 19	H 14. 12. 20	H 15. 7. 8	H 15. 12. 22		
総務省告示	H 15. 2. 3	H 15. 2. 3	H 15. 2. 3	H 15. 7. 23			
合併期日	H 15. 4. 1	H 15. 4. 1	H 15. 4. 1	H 16. 3. 31	H 17. 1. 1		H 17. 3. 22
法定協設置から合併までの月数 ( ~ )	16ヶ月	20ヶ月	36ヶ月	24ヶ月	22ヶ月	27ヶ月	16ヶ月
法定協設置から廃置分合までの月数( ~ )	9ヶ月半	14ヶ月	31ヶ月	13ヶ月半	7ヶ月	17ヶ月	11ヶ月
廃置分合議決から合併までの月数 ( ~ )	6ヶ月半	6ヶ月	5ヶ月	10ヶ月半	15ヶ月	10ヶ月	5ヶ月

田浦・芦北においては、法定協議会設置から廃置分合議決まで、7ヶ月だが、任意協議会において、民間の学識委員を入れて9ヶ月間の本格的協議を行っていた。これを合わせると16ヶ月。

( 協議第 7 号 - 2 合併の期日について 参考資料 )

## 平成 17 年 3 月 22 日 ( 火 ) を合併の日とした理由

- ・ 住民サービスの確保のためにも、スムーズな事務事業の移行が求められ、間違いが許されない自治体としては、1 日でも長い準備期間が必要である。
- ・ 自治体業務の基幹的役割を担っており、新市の発足と同時に完全に稼働されることが必要である電算業務について、その移行作業 ( 最終試運転等 ) を考慮すると、新市発足日の前日は休日であることが望ましい。
- ・ 3 月 28 日 ( 月 ) は、1 年で最も住民の転入・転出が多い時期であり、窓口の大変な混乱が予想されることから、避けるべきである。
- ・ 3 月 22 日 ( 火 ) は、当該日の前が祝日を含め 3 連休となることから、スムーズな事務事業移行のための電算の最終の試運転等が通常の週末より 1 日多く取れる。

## 留意・検討した事項

( 住民生活 )

- ・ 住民の市町村合併に対する合意形成・周知のための期間をより長くとることができる。
- ・ 教育現場においては、各種行事等が行なわれるが、卒業の日付は 3 月 31 日であり、十分な事前の準備・周知等により混乱を避けることができる。

( 選挙等 )

- ・ 旭志村長の任期が平成 17 年 2 月 25 日であり、選挙を行なわなければならない。

( 市町村事務 )

- ・ 旧市町村での平成 16 年度事業は、概ね終了している。
- ・ 年度末であり、他の月と比べて窓口業務における混乱が予想される。
- ・ 月の途中での新市移行となり、月を単位とする事務事業において事務量の増加が見込まれる。

( 協議第7号 - 2 合併の期日について 参考資料 )

( 参考1 ) 各市町村長・議会議員の任期満了日について ( 任期順 )

	任 期	備 考
旭志村長	平成17年2月25日	合併の期日が平成17年2月26日以降であれば、選挙を行わなければならないが、合併の日をもって失職する。
菊池市議会議員	平成17年3月31日	小委員会で別途審議中である。
旭志村議会議員	平成17年4月30日	同 上
菊池市長	平成17年7月 1日	合併の日をもって失職
泗水町長	平成18年3月11日	同 上
七城町長	平成18年8月10日	同 上
七城町議会議員	平成19年4月30日	小委員会で別途審議中である。
泗水町議会議員	平成19年5月 1日	同 上

( 参考2 ) 平成17年 ( 2005年 ) 3月カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
春分の日	振替休日					
27	28	29	30	31		